

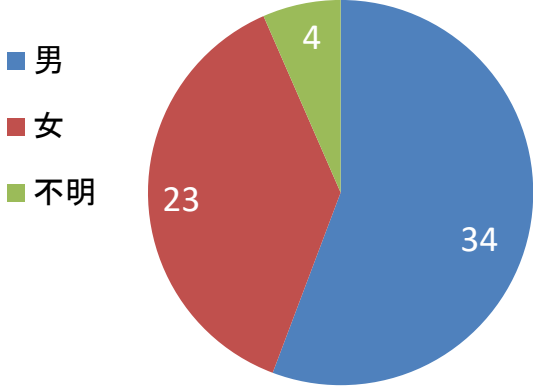
# 若年性認知症サポート通信

令和4年6月発行 NO.6

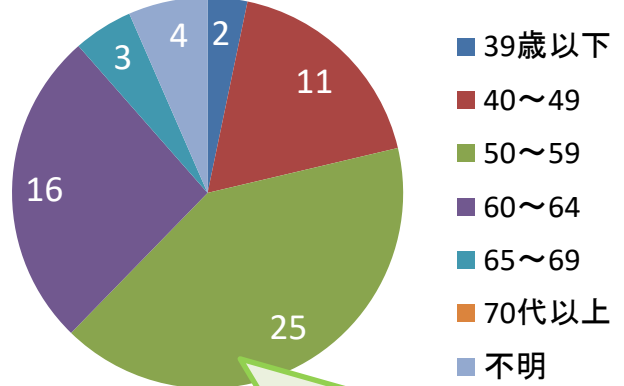
## 相談状況

令和3年度は、秋田県内外から61件の若年性認知症についてのご相談をいただきました。

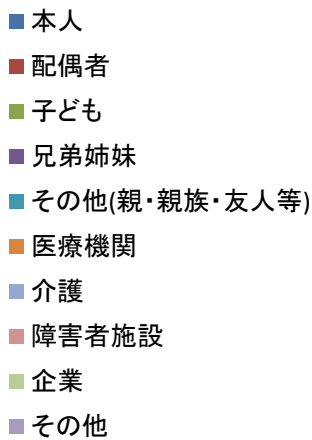
### ご本人の性別



### ご本人の年齢



### 相談者の関係



平均気づき年齢は54.4歳といわれています。  
コーディネーターへの相談も50代が最も多くなりました。

配偶者からの相談が最も多い傾向は以前から変わりませんが、ご本人からの相談が多いのも若年性認知症の特徴といえます。  
また、医療機関からの相談も増加しています。

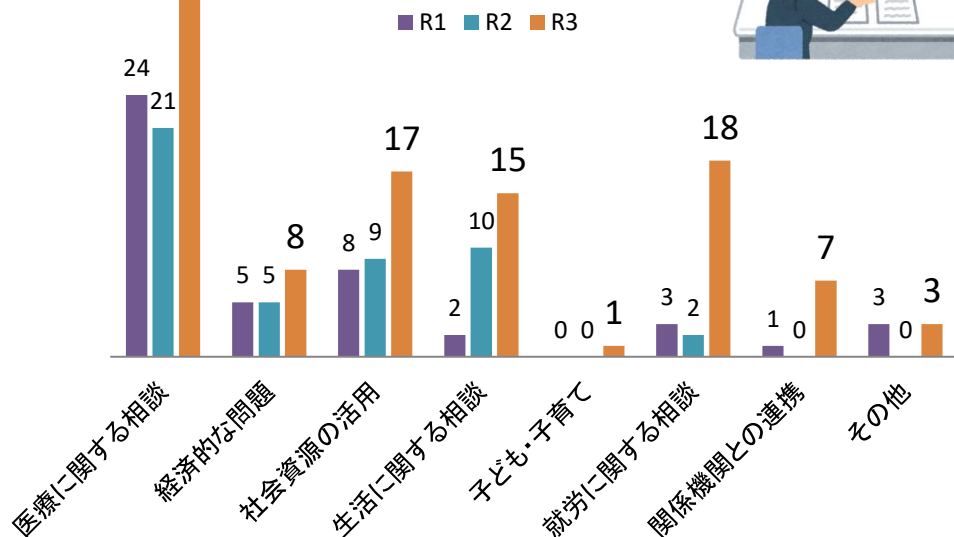
「社会資源の活用」や「生活に関する相談」、「就労に関する相談」のご相談が増加しています。

相談の中で、就労中や休職中と確認できた人が59%いました。

病気のため働くことが難しくなれば、収入が得られず生活が厳しくなってしまいます。

今後の生活について、若年性認知症支援コーディネーターが、一緒に考えていきます。

### 相談内容



## ご存じですか？

## 【傷病手当金】

傷病手当金は、お勤めで健康保険に加入している人が病気やけがをして働けない時、療養中の生活の保障として支給される制度です。

健康保険に加入している人が、病気やけがのため、働くことができず、会社を休んだ日が連続して3日間あったうえで、4日目以降、休んだ日に対して休業1日につき、標準報酬日額の3分の2が支給されます。ただし、休んだ期間について事業主から傷病手当金の額より多い報酬額の支給を受けた場合には、支給されません。他にも障害年金や雇用保険を受け取れる場合は支給額の一部もしくは全部が調整されます。

支給期間は、令和4年1月1日から、支給を開始した日から通算して1年6か月に変わりました。（令和2年7月1日以前に支給開始した場合は、支給開始日から最長1年6か月までの期間になります）

退職後でも次の条件を満たせば、傷病手当金を受給できます。退職日の前日まで引き続き1年以上被保険者であったこと。退職日に傷病手当金を受給しているまたは、受給できる状態にあることです。

詳しくは、勤め先や若年性認知症支援コーディネーターへお問い合わせください。

待期3日間の考え方



出典：全国健康保険協会ホームページより



## 若年性認知症支援コーディネーターの活用

ご相談ください



若年性認知症支援コーディネーターは、若年性認知症についてのワンストップの相談窓口です。秋田県では秋田県立リハビリテーション・精神医療センターにコーディネーターを2名配置しています。コーディネーターへのご相談は認知症が疑われる時期から可能です。

診断された後も支援の情報が得られず適切な時期に支援が受けられない「空白の期間」ができてしまわないように、状況に応じてその人に合った、適切で必要な支援の情報を提供します。

勤め先や医療機関、サービス事業所等の担当者と情報交換し、連携して支援が円滑に行われるよう調整します。

認知症のご本人が望む、自分らしい生活を続けられるよう、ご本人の生活に応じた総合的なコーディネートを目指します。

ご本人やご家族だけでなく、企業、市町村や関係機関からのご相談も受け付けています。

## 若年性認知症リーフレット・ハンドブック

秋田県では、若年性認知症のご本人やご家族への支援として、症状の特徴や家族の対応の注意点、治療しながら働くための制度などを紹介したリーフレット・ハンドブックを作成しています。

秋田県公式サイト「美の国あきたネット」からもダウンロード可能です。ぜひご活用ください。



秋田県健康福祉部  
長寿社会課



## 秋田県立リハビリテーション・精神医療センター

〒019-2492

秋田県大仙市協和上淀川字五百刈田352

TEL 018-892-3751 FAX 018-892-3816

<https://yod.akita-rehacen.jp/>

相談時間 月曜日～金曜日 9:00～16:00（祝祭日は除く）

